

令和7年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

令和7年6月26日（木曜日）

議事日程第6号

令和7年6月26日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第37号、同第38号、同第50号、同第51号、請願第1号及び発議第5号
- 日程第4 議案第39号から同第43号まで
- 日程第5 議案第44号、同第45号及び同第47号から同第49号まで
- 日程第6 議案第46号及び同第52号
- 日程第7 議案第53号
- 日程第8 諮問第1号及び同第2号
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第37号、同第38号、同第50号、同第51号、請願第1号及び発議第5号
- 日程第4 議案第39号から同第43号まで
- 日程第5 議案第44号、同第45号及び同第47号から同第49号まで
- 日程第6 議案第46号及び同第52号
- 日程第7 議案第53号
- 日程第8 諮問第1号及び同第2号
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番 池田七菜君 2番 松田徳彦君

3 番 加 藤 康 太 郎 君
 5 番 関 原 奈 津 美 君
 7 番 田 中 立 一 君
 9 番 近 藤 新 二 君
 1 1 番 宮 島 宏 君
 1 3 番 阿 部 裕 和 君
 1 5 番 田 原 実 君
 1 7 番 保 坂 悟 君

4 番 渡 辺 栄 一 君
 6 番 利 根 川 正 君
 8 番 和 泉 克 彦 君
 1 0 番 田 原 洋 子 君
 1 2 番 東 野 恭 行 君
 1 4 番 古 畑 浩 一 君
 1 6 番 中 村 実 君
 1 8 番 松 尾 徹 郎 君

〈欠席議員〉 0 名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長 久保田 郁 夫 君
 総 務 部 長 嶋 田 猛 君
 産 業 部 長 猪 又 悦 朗 君
 企 画 定 住 課 長 大 西 学 君
 能 生 事 務 所 長 高 野 一 夫 君
 市 民 課 長 小 竹 貴 志 君
 福 祉 事 務 所 長 山 岸 千奈美 君
 商 工 観 光 課 長 山 崎 和 俊 君
 建 設 課 長 長 崎 英 昭 君
 会 計 管 理 者 山 田 康 弘 君
 会 計 課 長 兼 務
 消 防 課 長 竹 田 健 一 君
 教 育 課 長 轟 本 修 一 君
 こ ど も 課 長 室 橋 淳 次 君
 生 涯 学 習 課 長 川 合 三喜八 君
 監 査 委 員 事 務 局 長 川 原 隆 行 君

副 市 長 井 川 賢 一 君
 市 民 部 長 山 口 和 美 君
 総 務 課 長 磯 貝 恭 子 君
 財 政 課 長 塚 田 修 身 君
 青 海 事 務 所 長 仲 谷 充 史 君
 環 境 生 活 課 長 木 島 美和子 君
 健 康 増 進 課 長 林 壮 一 君
 農 林 水 産 課 長 星 野 剛 正 君
 都 市 政 策 課 長 内 山 俊 洋 君
 ガ ス 水 道 局 長 陶 山 智 君
 消 防 次 長 中 村 淳 一 君
 教 育 次 長 山 本 喜八郎 君
 こ ど も 教 育 課 長 小 川 豊 雄 君
 文 化 振 興 課 長 嵐 口 守 君

〈事務局出席職員〉

局 長 磯 貝 直 君
 係 長 川 原 卓 巳 君

次 長 上 野 一 樹 君

〈午前 1 0 時 0 0 分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ございません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（古畑浩一君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、７番、田中立一議員、１６番、中村 実議員、両名を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

東野委員長。〔１２番 東野恭行君登壇〕

○１２番（東野恭行君）

おはようございます。

昨日６月２５日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

追加議案について、ご説明いたします。

追加議案は、お手元配付の議案書のとおり、１件であります。本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで委員会の一致を見ております。

次に、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議員発議につきましては、総務文教常任委員会に付託となっておりました請願第１号が採択されたことから、発議第５号、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、議員派遣につきましては、大町・糸魚川二市議会議員連絡協議会が、８月１日に糸魚川市で開催となります。本日の日程事項として、議長発議で進めることで、委員会の意見の一致を見ております。

ほかに議会運営に関する協議事項に関し、ハラスメント防止対策について、今後の進め方に関して議論が交わされております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることと決しました。

日程第２．所管事項調査について

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては、休会中、総務文教常任委員会並び、市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っております。その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔１３番 阿部裕和君登壇〕

○１３番（阿部裕和君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、６月１９日に４件の所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

まず、園の適正配置と公立保育園の民営化についてであります。

担当から、これまでの経過について、１月から５月にかけて行った保護者・保育士に向けた説明会では、民営化に伴う保育料をはじめとした費用負担に対して心配の声があった。民営化サウンディング調査では、３法人から申込みがあり、法人からの意見は、運営の継続性を考えると、園児数は１００人程度が理想であること。民営化に向けた十分な保護者説明をしてほしい。財産の無償譲渡等についてなどがあった。公立保育園の民営化の対応として、今年度中に糸魚川東保育園の民営化に向けた募集を考えている。やまのい保育園は令和９年度以降に、その他民営化の可能性がある園は適宜検討したい。また、園の適正配置の対応として、おおむね３年以内に利用園児数が２０人を下回る見込みの園や園舎の老朽化が進む園については、統合廃止を含め検討していきたいとの説明があり、委員より、園の運営方法についての質疑に対し、担当より、運営委託や指定管理者制度ではなく、公私連携型による民間運営、建物の譲渡を含め考えていくと答弁がありました。

次に、令和6年度いじめ・不登校の状況についてであります。

担当から、令和6年度はいじめの認知件数は、小学校49件、中学校82件、合計131件で令和5年度に比べ、ほぼ横ばいである。不登校児童については、小学校、中学校併せて84人となっており、増加傾向に歯止めがかかっていない状態である。関係機関と連携し、教育相談員の配置など可能な限り学校支援を行っている。能登半島地震の影響で場所を市民図書館3階に設置しているひすいルームについて、新たな場所への移転を含め検討しているとの説明があり、委員より、不登校の理由やいじめ対策等の対応についての質疑に対し、担当より、令和6年度の不登校の理由で一番多いのが、無気力や不安といったものである。また、いじめ対策としては、新たに今年度から事案に対し、いじめの深度レベルに合わせて対応をしていると答弁がありました。

委員より、特性を持った生徒への対応はという質疑に対し、久保田市長より、生徒自身が登校の必要性を感じていないという理由で学校に行かないというケースもある。これらの課題を深掘りするためには、各関係機関の協力に加え、家庭の協力が必要だと考えていると答弁がありました。

次に、市内中学校で発生したいじめ事案について及び市内小中学校で発生したいじめ事案についてであります。

担当から、令和7年3月に追加調査委員会からの調査結果の報告と教育委員会における今後の対応についての説明があり、委員より、重大事態が疑われる際の教育委員会の対応についての質疑に対し、担当より、初動対応に不備があったことは否めないと答弁がありました。

委員より、問題の解決策についての質疑に対し、久保田市長より、教育委員会としての初動対応のまずさを把握した段階で保護者と面会し、直接話をした。傾聴の姿勢で解決策を見いだしていく。今後も教育の最高責任者という立場でこの問題に対して向かっていきたいと答弁がありました。

主な内容については、以上です。

なお、本件については、継続的に調査していくこととしております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、6月23日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、今後の市内医療体制についてであり、所管事項調査の前に糸魚川総合病院と委員会協議会を行っています。

担当課より、市内の医療体制の現状について、市内医療機関は、複数の診療科と病床を持つ病院が2つ、市が運営する能生国民健康保険診療所・僻地診療所を含む一般診療所が21、歯科診療所が14となっている。救急医療は、市医師会と糸魚川総合病院の協力により、24時間365日の救急体制が維持されている。市の医療体制における主な課題は、診療所医師の高齢化などにより存続が心配され、かかりつけ医機能を確保していく必要があること、医師の地域偏在や高齢化が進む中、安定した救急医療体制の維持に向けた対応が必要であること、看護師を目指す学生が減少傾向にある中、安全な医療体制維持のため、看護師を確保していく必要があること、患者の減少や物価高騰などによる医療機関の経営悪化への対応が必要であることである。患者の減少、医師の偏在、医療スタッフの減少が今後も続くと考えられる中、これらの課題解決には、単独の病院、単独の地域だけでは対応不可能であり、県を中心に進める地域医療構想を推進し、医療再編の早期実現が必要である。市の課題解決に向けて、上越医療圏全体として、持続可能な医療体制を維持・確保していくため、高度・専門的な医療を支える中核病院、ニーズの多い入院患者等に対応する病院といった、それぞれの病院の役割を明確にして分担し、連携を深める体制づくりを進めていく。上越医療圏の再編に向け、上越市内のどの病院を中核病院とするかは現在、県を中心に調整中で、今年度中に方向性を決める予定である。

なお、糸魚川総合病院については、地理的な面からも、救急医療を含めた一定程度、市内で完結できる体制は維持することとしている。糸魚川総合病院の経営状況は、令和6年度決算は経営改善の効果などもあるが、病床数の減に伴うダウンサイジング補助金が大きく、約1.5億円の黒字となっているが、単年度の補助金でもあり、7年度からは、赤字傾向が続く見込みと聞いている。今後の対応では、市民が安全で安心して生活していくため、地域医療構想の推進と併せ、糸魚川総合病院が今後も運営を継続し、救急医療を含めた市内で一定程度完結できる医療提供体制を維持・確保していけるような仕組みづくりが必要となり、現在、病院では引き続き、病院長を中心に、身を切る改革を行いながら経営改善に取り組んでいるところであるが、並行して、現在の診療科をベースに、今後も持続可能な医療提供体制の確保に向けて、病院、厚生連本部と協議を進めているところであるという説明がありました。

委員より、糸魚川総合病院の経営安定化についての質疑があり、経営の安定化に向けて現在も経営改善に取り組んでいるが、厚生連本部として、令和9年度までの3年間の経営改革計画を策定し、黒字化を目指し、改善を進めている。地域それぞれの病院が行政とどういった診療体制にしていくかを本格的に協議を進めていくことになっているという答弁がありました。

地域が求める病院についての質疑があり、現在の地域医療構想の進捗の状況、また、今日、説明を受けた糸魚川総合病院の状況を、今年度、糸魚川、能生、青海の3地域で市民の皆さんに説明する機会をつくりたいと考えているという答弁がありました。

よしだ病院の状況についての質疑があり、医療法人アグリーさんが経営に入り、内科医が1人着任され、今後、よしだ病院としても1次救急に参加したいという申出があったが、急遽、その医師の事情により見送りとなった。今後また、よしだ病院の状況をうかがう中で、糸魚川総合病院でも救急の輪番維持が非常に厳しくなっているので、体制整備に市としても努めたいという答弁がありました。

糸魚川総合病院への支援の流れについての質疑があり、補助金については糸魚川総合病院に支払いをしているが、厚生連全体で決算をされる中で黒字のところも赤字のところもあり、令和6年度については糸魚川総合病院が1.5億円の黒字を出したが、ほかには赤字の病院が多く、全体で30億円の赤字であり、JA新潟厚生連の収支ということの中では、全てが糸魚川総合病院に使われているわけではないと言え、そういうことになる。しかし、市としては、糸魚川総合病院が黒字となった場合には、市が支出した補助金を基金的に病院の中でストックし、翌年度に赤字となった場合に埋めていくといった仕組みとなるよう、JA新潟厚生連に申し入れているという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第3．議案第37号、同第38号、同第50号、同第51号、請願第1号及び発議第5号

○議長（古畑浩一君）

日程第3、議案第37号、同第38号、同第50号、同第51号、請願第1号及び発議第5号を一括議題といたします。

本件につきましては、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果についての委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第5号の説明を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、6月19日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であり、請願第1号は採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第37号、財産の取得について（高規格救急自動車）では、担当課より、現在使用している高規格救急自動車が配備後、8年以上経過し、車両の老朽化に伴う故障やトラブルを未然に防ぐとともに、増加する救急需要に安全かつ迅速に対応するため、車両の更新を行うものと説明がありました。

委員より、使用年数や走行距離などの更新基準はあるのかという質疑に対し、担当より、10年15万キロというのが目安となっている。近年は、走行距離が伸びており、現在使用している車両は8年で約18万キロに達している。ほかの車両も状態を見ながら更新を早める対応を取っていきたいと答弁がありました。

議案第38号、財産の取得について（学習用タブレット端末）では、担当課より、購入するタブレット端末は2,561台で、契約金額は1億4,779万700円。タブレット端末の導入は、国の補助事業の対象であり、新潟県が主体となって県内市町村の意見を取りまとめた仕様書に基づくプロポーザル方式による入札で決定した事業者から共同調達するため、1者への随意契約となっている。1台あたりに換算すると約5万7,700円で、うち補助金は約3万6,600円が交付されると説明がありました。

なお、タブレットは、納入後に有害サイトへのアクセス制限など、各種設定作業を行い、令和8年4月から新しい端末の使用開始を予定していると説明がありました。

議案第50号、糸魚川市市民栄誉賞条例の制定についてでは、担当課より、大相撲5月場所において能生中学校、海洋高等学校出身の大の里関が4回目の優勝を果たし、横綱昇進を決めたことで、糸魚川市の名前が全国に大きく発信された。本条例は、このように広く市民から称賛され、市民に夢と希望を与え、糸魚川市の名を高めた方に、その功績をたたえた市民栄誉賞を贈るべく、新たに制定したいものと説明がありました。

委員より、今回の糸魚川市市民栄誉賞条例と、以前より制定されている糸魚川市名誉市民条例との違いは何かという質疑に対し、担当より、名誉市民は、社会及び文化の発展に大きく貢献し、市民から深く尊敬に値すると認められるものに名誉市民の称号を贈るものであり、今回の市民栄誉賞は、大の里関が横綱となり相撲をあまり知らない市民の皆様にも夢や希望を与えたこと、また、糸魚川市の名声を広げたこと、そういった功績をたたえるための条例を制定し、表彰したいものと答弁がありました。

議案第51号、財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車）では、担当課より、現在使用している消防ポンプ自動車は、配備後17年が経過し、走行距離も約9万キロに達しており、修理箇所が多く、維持管理が困難である。震災時の火災や林野火災の消防活動に特化した消防ポン

プ自動車を整備することにより、消防体制の充実強化を図るものと説明がありました。

委員より、高い落札率についての質疑に対し、担当より、過去のポンプ付積載車の入札率も95%以上のものが多く、高いものでは100%に近いものもあったと答弁がありました。

また、車両に積載しているポンプのみを更新できるのかという質疑に対し、担当より、消防車両はポンプと車両一体となっており、使っている部品などは特殊なものが多いため、ポンプのみ更新は難しいと答弁がありました。

このほかにも質疑はございましたが、報告は割愛いたします。

続きまして、請願第1号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願であります。

本請願については、紹介議員からの説明を受けて審査を行い、全会一致で採択されています。

本請願は、意見書の提出を願意としていることから、発議第5号を提出いたします。

これより発議文を読み上げ、提案説明といたします。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書。

1. 冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後を絶ちません。冤罪事件では、長時間にわたる取調べに耐えられず、やってもいけないことを自白してしまうケースが多いのです。裁判では、その自白だけが決定的な証拠として採用され、無罪を主張しても、自白しているからとして有罪とされるのです。

2. 無実なのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、再審しかありません。

最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求が行われていますが、ほとんど認められていません。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また2014年には、袴田 巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。直近では、3月20日に東京高裁が袴田事件の再審開始決定を維持し、袴田さんへの死刑判決の根拠とされた証拠について、「5つの衣類」は捜査機関が捏造したものと認められたからです。東京高等検察庁は、最高裁への特別抗告を断念し、再審が開始されました。

3. 再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な証拠を提出することが求められます。ところが、証拠は検察の手にあります。それらを開示させる法律はありません。無罪となった再審事件では、新証拠で、実は当初から検察が隠し持っていたケースもありました。無罪を証明する証拠が、当初から開示されていたら、冤罪は生まれず当事者の人生は全く別のものになっていたはずです。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

4. 再審開始決定に対する検察による「不服申立て」が許されていることも問題です。名張毒ぶどう酒事件の奥西 勝さんに至っては、2005年再審開始決定を得ながら、検察の異議申立てにより、再審が行われないうちに、89歳で獄死しました。こうした悲劇を繰り返させないためにも、法的な制限を加える必要があることは明白です。あくまでも検察が正しいと主張するのであれば、

「不服申立て」するのではなく、再審の場で審理を尽くせばよいことです。再審法を無視した「不服申立て」は、無駄に時間を費やし冤罪被害者の権利を侵害しています。現行の刑事訴訟法のルールであるドイツでも既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

5. 再審の際には、無罪を証明する新証拠の提示が必要であります。裁判官によっては、新証拠の審理を行うこともなく、審理も不十分なまま裁判を終結し、再審を否定する判決が出されることが多いのです。裁判所で、新証拠についての審理を十分に尽くせるよう再審裁判のルールをつくる必要があります。

6. 現行の刑事訴訟法の再審の規定では、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままです。再審における証拠開示制度の確立、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）を禁止すること、再審における手続を整備し、ルールをつくること、冤罪の救済のための焦眉の課題です。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の3点について「刑事訴訟法再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

1. 再審における検察手持ち証拠を全面開示すること。
2. 再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。
3. 再審における手続を整備し、ルールをつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、法務大臣に意見書を提出します。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第38号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第50号、糸魚川市市民栄誉賞条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第51号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議事の都合により、発議第5号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第5号、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

なお、このことにより、請願第1号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願につきましては、採択すべきとみなします。

日程第4．議案第39号から同第43号まで

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第4、議案第39号から同第43号までを一括議題といたします。

本案につきましては、休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っております。その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11番 宮島 宏君登壇〕

○11番（宮島 宏君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、6月20日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第39号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、リフト、ホテルホワイトクリフ及びロッジマリンプールの利用料金の上限額を改定することについての説明がございました。

委員より、半日券や昼日券のリフト利用料金上限額も条例に入れるべきではないかとの質疑に、担当課より、半日券などについては、1日券の範囲内で両スキー場が実施しているという答弁がございました。

議案第42号、財産の取得について（ロータリ除雪車（11t級マルチプラウ付））と議案第43号、財産の取得について（除雪ドーザ（14t級マルチプラウ付））の審査では、担当課より、導入後、それぞれ29年と28年が経過した除雪車の入札結果についての説明があり、委員より、入替えとなる除雪車の今後はどのようなになるかという質疑に対し、担当課より、1年間は予備の車両として待機させ、その後、公売にかけるという答弁がございました。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段、報告することはございません。

なお、農林水産課より、用地測量業務委託契約の解除についてが、休憩中に報告がありました。本件につきましては、当委員会の委員長報告に含めることで委員の意見の一致を見ましたので、次に報告いたします。

担当課より、農免農道須川下倉線の災害復旧事業において、本年6月5日に契約した用地測量業務委託について積算誤りがあり、正しく計算した結果、落札者が最低制限価格を下回るため失格となることから、当該業務委託契約を解除したという説明がありました。原因として、業務委託設計書を作成する際に使用する積算基準について、改定の有無を確認せず、古い積算基準を使用したこと、業務委託設計書の積算内容等について違算チェックを行っているが、積算基準の改定の有無をチェックしていなかったことの2点が上げられました。今後、再発防止策を遵守し、より一層適正な事務処理に努めていくとの説明がございました。

また、副市長より、本件についての謝罪と担当課へ厳重注意の上、再発防止に努めたいとの発言がありました。

以上で、建設産業常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第39号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第40号、糸魚川市企業立地促進のための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第41号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第42号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第43号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第5．議案第44号、同第45号及び同第47号から同第49号まで

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第5、議案第44号、同第45号及び同第47号から同第49号までを一括議題いたします。

本案につきましては、休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、6月23日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第44号、糸魚川市墓地条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、指定管理者からの申出により、中宿墓地の年間利用料金を変更したため改正を行うものであり、転落防止柵の腐食に伴い計画的に資金を積み立て、今後、補修工事を実施していきたいという説明がありました。

委員より、補修工事についての質疑があり、年間の利用料金を一律で1,000円値上げし、年間約12万円を積み立て、7年間かけて、施設内で老朽化した手すりや落下防止柵を修繕していきたいと聞いているという答弁がありました。

次に、議案第45号、糸魚川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、担当課より、今後、個人番号カード（マイナンバーカード）の電子証明書の更新手続の増加が見込まれるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、更新等の事務を取り扱う郵便局を7か所指定したい。指定する郵便局で取り扱う事務の内容は、マイナンバーカードの暗証番号であり、確定申告等で使用する署名用電子証明書の更新・失効などのほか、コンビニ交付等で使用する利用者証明用電子証明書の更新・失効などである。指定期間は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までで、次年度以降も更新していく予定である。この指定により、郵便局でマイナンバーカードの電子証明書の更新手続が可能となり、手続場所の拡充が図られるため、市役所窓口の混雑の緩和、ミスの防止につながるとともに、市民の利便性及び満足度の向上につながると考えるという説明がありました。

委員より、郵便局職員への研修について質疑があり、実施前に、まず郵便局内で郵便局主体の研修が行われることになっており、その後、市の職員が出向き、機械の操作、本人確認のやり方等々の研修をしていきたいという答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

次に、議案第47号、令和7年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第48号、令和7年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、議案第47号及び同第48号は、関連する案件であることから、一括説明、一括質疑とし、議案ごとの採決をし

ました。

担当課より、今回の補正予算は、こども未来戦略に基づき、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向け、少子化対策に必要な財源の一部を確保するため、保険料に上乗せして徴収するためのシステム改修委託料を追加するもので、両会計ともに財源は、全額子ども・子育て支援事業費補助金であるという説明がありましたが、質疑はありませんでした。

次に、議案第49号、令和7年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、担当課より、償還金は、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う国・県等への返還金で、利用者の自己負担分を除く介護サービスの給付費については、サービスの種類ごとに、国・県・市それぞれの負担割合が定められ、このうち、40歳から64歳までの第2号保険料である社会保険診療報酬支払基金と、国、県から支払われる負担分は、毎年度初めに過去の実績に基づき算出した額で負担金の交付を受ける。令和6年度に交付を受けた収入済額が令和6年度実績による確定額よりも多いため、令和7年度において返還するという説明がありましたが、質疑はありませんでした。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第44号、糸魚川市墓地条例の一部を改正するための条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第45号、糸魚川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第47号、令和7年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第４８号、令和７年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第４９号、令和７年度糸魚川市介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

暫時休憩いたします。

〈午前１０時４８分 休憩〉

〈午前１０時４９分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで、休憩を取りたいと思います。

会議の再開を午前１１時からいたします。

暫時休憩いたします。

〈午前１０時４９分 休憩〉

〈午前１１時００分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 6．議案第 4 6 号及び議案第 5 2 号

○議長（古畑浩一君）

続きまして、日程第 6、議案第 4 6 号及び同第 5 2 号を一括議題といたします。

本案につきましては、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13 番 阿部裕和君登壇〕

○13 番（阿部裕和君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第 4 6 号については、6 月 1 9 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

消防本部の関係の消防団施設管理費の補正では、根知分団東中区の格納庫が、2 月の大雪の際の雪の重みにより、屋根のひさし部分を損傷したため、修繕工事を行い、今後の雪下ろしに必要な転落防止アンカーを設置するものであると説明があり、委員より、格納庫の構造や木材の弱さについて質疑があり、築年数でいえば 1 5 年であるが、2 月 4 日のデータでは 6 2 センチの降雪があり、積雪が急激に増え、屋根の中央部分に積雪が集まった状態になったため、破損につながったのではないかと答弁がありました。このほか、消防団員に雪下ろしなどの管理を促してほしいなどの意見がありました。

こども課の関係の債務負担行為の補正では、子育て支援複合施設整備事業として、旧東北電力ビルと旧宮田ビルの 2 棟を一体的に解体したいため、令和 7 年度から令和 8 年度までの期間で、新たに 1 億 5, 2 0 0 万円を追加し、予算上限額を 2 億 5, 0 0 0 万円に設定したいとの説明に対し、委員より、旧東北電力ビル解体の入札が不調に終わったことを踏まえ、旧東北電力ビル、旧宮田ビル、それぞれ解体費は幾らかかるのか、どのような算出根拠で 2 億 5, 0 0 0 万円としたのかという質疑に対し、担当より、おおむねの割合として、旧東北電力ビルが 6 割、旧宮田ビルが 4 割となっていると答弁がありました。

委員より、旧東北電力ビル解体工事入札の不調と今後の入札方式について質疑があり、今回は性能発注方式を検討に加えており、この方式であれば設計段階から解体までの施工スケジュールを組み立てることができるため、入札にも参加しやすく、競争性も働くと考えられると答弁がありました。

委員より、解体後の事業計画の詳細についての質疑があり、久保田市長より、綿密に検討し、9 月議会にお示しできるよう対応していくと答弁がありました。

このほかにも質疑はございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11番 宮島 宏君登壇〕

○11番（宮島 宏君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第46号と、6月13日に追加で付託となりました同第52号については、6月20日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第46号の商工観光課関係では、7款1項2目新規雇用促進事業は、市内における安定的な雇用の拡大を図るため、工場等を新設・増設し、一定以上の従業員を雇用する企業に対し、補助金を交付するもので、新たに1企業からの申請があり、補助金額1人当たり10万円の6人分を計上したいものであると説明がございました。

委員より、支給先の事業所はどちらかという質疑に、担当課より、一般社団法人アッサンであるとの答弁がございました。

次に、3目広域観光連携事業の上越・妙高・糸魚川連携事業負担金及び北前船フォーラム負担金は、令和7年度当初予算要求以降に内容等が確定したことから、補正予算要求するものであると説明がございました。

議案第52号の建設課関係では、担当課より、8款土木費7項2目住宅リフォーム支援事業（物価高騰対策）は、544件の申込みがあり、今回より地域消費への還元を目的として、助成金の支給を従来の口座振込から翠ペイポイントの付与に変更したが、例年とほぼ同規模の件数だったこと。高齢者が翠ペイを利用しにくい場合もあることから、配偶者や同居されている方も利用できる柔軟な対応をすると説明がございました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、当委員会で審査した補正予算案の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第46号については、福祉事務所関係のみであり、6月23日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

担当課より、3款障害者自立支援費、障害者自立支援諸費は、障害者総合支援法の改正により、報酬請求に必要なサービスコードの修正に伴うシステム改修、及び就労選択支援の創設に伴うシス

テム改修に係る委託費用である。同じく生活保護総務諸費は、生活扶助基準の見直し及び国への報告書の様式変更に伴う生活保護システムの改修に係る委託費用であるという説明がありましたが、質疑はありませんでした。

以上で、議案第４６号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。〔１５番 田原 実君登壇〕

○１５番（田原 実君）

創生クラブ所属、田原 実です。

議案第４６号、令和７年度糸魚川市一般会計補正予算（第２号）債務負担行為の補正について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、施設建設に国から支援を受けられる期限に間に合わせる必要があることから、これまで５回の入札が不調となった旧東北電力ビル解体工事と今回解体する旧宮田ビル、２棟の解体工事を同時に行うために債務負担行為限度額１億５，２００万円を追加して、定例会初日に新市長より提案されたものであります。

その折に、会派から市長へ以下の事柄を質疑しました。

１点目は、提案の手順が唐突な感じがするとの市民の声があり、これまでの経過を整理・確認して、提案までのプロセス並びに久保田市長が考える計画見直し案を議会と市民に明らかにすべきだ。

２点目は、６月議会で提案し、承認を得なければ、その後のスケジュールが詰まるということなのか、その理由について。

３点目は、計画敷地を旧宮田ビル部分へと広げて、建物２棟を解体する理由を明らかにすべきだ。

４点目は、解体工事入札が連続して不調となった理由。隣接建物所有者への影響と、仮に隣接建物解体工事を待たせたとすれば、その経緯も明らかにすべきだというものであります。

今回の提案の手順が唐突な感じがするとの市民の声、確かにそうであったかと思いますが、これまでの議会、委員会を振り返れば、令和７年２月５日の総務文教常任委員会において、解体工事の入札が５回不調になったことと、その後の対応について議論があり、担当課からしっかりと入札方式を見直した上で、なるべく早く解体工事に着手できるように取り組んでまいる。また、隣接ビルの所有者には、解体工事の事業者を決定した上で、こういった形、どのスケジュールで解体を進めていくか、説明の場を設けると課長が答弁されています。

また、町の中心部が塩漬けの土地になってしまわないようにと懸念する私の質問に対し、駅から一番立地的にいい場所を塩漬けにするのは、市のイメージも非常に悪くなると考えるので、今の事業を期間が延びてもしっかり進めていくと、副市長からお答えいただきました。

3月議会初日の総務文教常任委員会の委員長報告でも、解体工事入札が5回不調になったことや、その後の対応についてしっかり検討していくと行政からの答弁があったと報告されており、今回の提案は、その延長上にあると理解しています。

久保田市長が考える計画見直し案について、DBO方式で進めてきた現計画は中止し、改めて子育て支援に資する観点から計画するが、国の補助を切らないために検討を急ぎ、早期の実施を目指す。秋以降にタウンミーティングなどで説明の機会を予定しているなどの事柄が、総務文教常任委員会での議案審査の中で明らかになりました。

今回、新たに解体したいと提案された旧宮田ビルは、鉄骨造り4階建て事務所、店舗ビルと車庫が築年数48年、倉庫建物が築年数58年、令和2年12月に旧東北電力ビルとともに、市が取得しております。

先日の総務文教常任委員会で、2棟のビルの現状を把握されたものと思いますが、老朽化が進み、この先を考慮すれば危険であり、心配であると地元区長から意見をいただいています。解体することが優先される市有物件と考えます。

また、旧東北電力ビルと近接する民間建物は、同時に解体することを前提に、隣接建物所有者と協議してきたと行政から説明されていますが、市側の都合で解体を待たせたことによる状況変化、倍増した解体工事費への対応、スケジュールなどの調整をしていかなければなりません。まだ分かりませんが、仮に本議案が可決されずに解体が遅れる、もしくは解体できなかった場合には、議会の責任も問われてまいります。危険建物がすぐそこにあることを不安に思う近隣住民のためにも、本議案が可決され、一日も早く解体工事が終わることを願っています。

以上の理由をもって、議案第46号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）について、賛成いたします。

○議長（古畑浩一君）

次に、利根川 正議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

利根川議員。〔6番 利根川 正君登壇〕

○6番（利根川 正君）

みらい創造クラブ、利根川 正です。

議案第46号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）について、みらい創造クラブを代表し、賛成の立場から討論を行います。

この補正予算第2号には賛成するものの、第2条債務負担行為の修正、駅北子育て支援複合施設整備事業については、幾つかの懸念点が残されていると考えます。

以下、その主な4点を申し上げます。

まず、1点目に、旧東北電力ビル及び旧宮田ビルの解体費に関して、その積算根拠は極めて不透明であるという点。

本来、こうした大型の公共事業については、事前に解体設計を行い、複数業者から見積りを取ることで競争性を生み、客観性・妥当性を確保することが基本であると考えます。

しかし、今回の提案は、旧東北電力ビルのみを対象とした、かつての9,800万円という設計積算から一転して、両ビルを対象とするにもかかわらず、設計を得ることなく、業者から見積りだけを基にした金額で示されています。

加えて、見積りを提出した業者が何者あったのか、比較検討が行われたのかといった、最低限の透明性すら明らかにされていません。

こうした予算提案が、議会において十分な説明もなく承認されることは、貴重な交付金の使途として到底容認できるものではなく、極めて問題があると言わざるを得ません。

2点目は、解体後、利活用計画や代替案が依然として不明確である点です。

汎用性のある広場等を想定しているとされていますが、これは目的や活用の具体像が示されているとは言い難く、市民にとって将来的な意義や便宜が不明なままに進められようとしていることに大きな不安を覚えます。

3点目は、事業のスケジュールにも大きな懸念があることです。

本年度は、秋以降に市長によるタウンミーティング等で市民への説明を行うとされていますが、その後、12月までに国への計画変更を申請するとの流れは極めてタイトなものです。限られた期間の中で市民の理解が十分に得られるのか、また、国への申請が期間内に間に合うのかといった点について、大きな懸念材料となっています。

最後4点目は、現在、駅北子育て支援複合整備事業に関する基本協定についてです。

市は、6月11日付でこの協定を締結した4事業者に対し、協定解除を申し入れ、今後は、設計業務委託契約の解除協議に入ると説明がありました。当然ながら、こうした契約解除には違約金等が財政的負担が発生する可能性があり、市として、その対応に万全を期す必要があります。

しかし、それ以前に、これまで真摯に取り組んできた事業者に対し、市から誠意ある丁寧な謝罪を行い、市と業者との間にあつれきが生まれないように対応していただきたいと強く求めます。

市長が中止したこの計画は、大火から復興まちづくり計画として進められてきたものと捉えています。8年の歳月をかけ、多くの市民の皆様、また、関係者の方々から意見を聞きながら積み重ねてきたこのプロセスを、決して軽んじてはなりません。

市長公約に身の丈に合った暮らしという言葉がありました。確かに現計画は、糸魚川市の身の丈に合っていないものかもしれません。

しかし、駅北子育て支援複合施設計画は、全国から大火の復興支援に手を差し伸べていただき、計画が進んできたものであると思います。中止を明言するのではなく、この施設をどういうふうに機能させ、持たせ、これから糸魚川市をどう発展させていくのかの議論が必要であり、子育て世代の満足度の向上はもちろん、交流人口の拡大も図るべきであり、それこそが未来への投資であると考えます。今後は、市民のみならず、市外の子育て世代から選ばれる室内遊び場の早期開設に向け、市が責任を持って着実に事業を進めていくことを強く要望いたします。

以上を申し上げ、みらい創造クラブを代表して、賛成討論を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

渡辺議員。〔４番 渡辺栄一君登壇〕

○４番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第４６号、令和７年度糸魚川市一般会計補正予算（第２号）について、賛成の立場で討論を行います。

糸魚川市は、（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業の計画地に建つ市所有の旧東北電力ビルの解体に、近隣の旧宮田ビルを加えて、２棟同時で一体的に解体工事を行う計画案を新たに示しました。解体費の増額分を債務負担行為として、令和８年度まで限度額１億５,２００万円を設定し、市議会６月定例会に一般会計補正予算案を提出しました。

当整備事業の当初計画は、旧東北電力ビルのみの解体で、解体費予算に９,８００万円を計上したが、令和６年度に行った解体工事の入札が５回連続で不調が続いたため未着工となり、この既決予算と合わせて解体費の全体予算額は２億５,０００万円となり、金額が大きく膨らみました。

２棟のビルは、老朽化により解体を優先させることに理解はするが、積算根拠が明確でない部分や物価高騰のあおりを受けているとはいえ、壊す費用が高くついてしまっていることに驚きを隠せません。今となっては、そもそも必要なビルであったのか疑問に思います。このような事案が繰り返されては、ほかの行政サービスが縮小していくことになります。

計画で予定されていた屋内遊戯場の整備については、既存施設の利活用も含めて実現を目指すとのことなので、私が以前より言い続けてきたことであり、当市の現状に合わせた政策転換は、最もであると思います。今後、計画地の利活用案では、市は、子育て支援の視点を含め、新たに汎用性のある広場などを想定しています。

加えて、屋内遊戯場は、市内の既存施設の利活用を代替案として、場所や運営、改修費等について、９月定例会で新たな計画案が示される予定とのことですが、こうした公共事業が、ある意味では先行投資でありますから、生かされたものとなるように期待いたします。将来的には、当該エリアは働く場所となって、生産性を生むことを願っています。

これまで述べましたように、懸念や要望があるものの、基本的には賛成いたします。

以上をもちまして、議案第４６号、令和７年度糸魚川市一般会計補正予算（第２号）について、討論を終了いたします。

○議長（古畑浩一君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

保坂議員。〔１７番 保坂 悟君登壇〕

○１７番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第４６号、令和７年度糸魚川市一般会計補正予算（第２号）について、賛成討論を行います。一般会計補正予算の債務負担行為の追加補正として、駅北子育て支援複合施設整備事業の令和

7年度から令和8年度にかけて1億5,200万円の追加は、旧東北電力ビルの解体と旧宮田ビルの解体を同時に行うことで費用を軽減し、2棟の解体費の上限総額を2億5,000万円とするものであります。総務文教常任委員会では、現地視察を行い、2棟のビルの老朽化が激しいことを確認しており、地域住民の安全確保のため、早急に解体すべきものと判断しております。

ここで確認しておきたいことは、駅北子育て支援複合施設整備事業という事業名であります。この事業名は、平成28年12月に起きました駅北大火後に、駅北復興まちづくり計画のにぎわいの拠点を計画し、市民会議で検討され、パブリックコメントも行い、DBO方式によるプロポーザルにかけて、優先交渉権者を決定して計画を進めておりました。

今年4月の市長選挙で、建設見直しや再検討を訴えて当選された久保田市長であります。6月9日の本会議初日にDBO方式による現計画を中止すると発表されました。現計画への中止への運び方が、私には横暴に映りました。とても残念でありました。市民の声で、新しい糸魚川をつくるとの基本理念を市長は唱えておりましたが、現計画自体の見直しについて議論することなく、中止としております。確かに建設中止を求めている人もいるでしょうが、一部の見直しを求めている人もおります。また、現計画に対して期待をしている人も相当数いると思われます。

6月13日の私の一般質問で、建設中止の理由とその根拠を聞くと、市長答弁では、当時、寺島区長として、区長会、連合区長会の声や、能生、青海等の地域活性化協議会等での話の中であった声としております。

また、公共事業など、大きなプロジェクトについては、地域が受け入れる形にしないと、必ずあつれきが起こるとありました。答弁の中で、久保田市長が現計画で問題としているところは、施設の機能の部分と事業費に係る部分としております。14億円プラスアルファの年間の運営費や建設にかかる費用の費用対効果についての疑問の声を聞いているとありました。また、要求水準書に産後ケア、重度心身障害児について不足していること、商業施設がないことで人流が見込めないこととしておりました。

しかし、久保田市長が、ご自身の見直し案について事業規模やスケジュールを示さない状況で現計画を中止とすることは、この計画に関わった人や期待していた人たちにすれば、納得のできるものではありません。また、地域が受け入れる形にしないとあつれきが生じるとありますが、その地域が受け入れられる形についても言及されておられません。私が驚いているのは、久保田市長が、機能のことや事業費のこと、費用対効果のことを問題にしているのに、ご自身の見直し案では、それらについて何も具体的なことは示さないで、ご自身には甘過ぎるのではないかというふうに受け止めております。

さらに、屋内遊戯施設の既存施設の利用については、市長は、市民の声、利用者の声を聞く必要がある。既存施設は駅北内外で検討している。内外で利用者の声が変わってくる。機能として、糸魚川病院や、ラマドレさんに聞いてきた。遊び方にいろいろあるため、点在させていきたい。別仕立ての事業として考えたい。まずは今のニーズに応えること、オペレーションができる人がいるので任せてみたい。試行的に既存施設でやってみたい。別建ての計画を立てたい。バックキャストिंगを考えたい。それに、あそこにクリニックを入れる。ドクターを何とかしたいので英断を持ってやるしかない。10年後の糸魚川市民にとって必要なものを造りたい。過去の6年間でやってきたことが必要である機能が入っていないから、このまま進めていいのか。10年後を見据えた

場合、いま一度見直してはどうかという、やりたい項目のみの答弁をしており、ここでも具体的なことは何も示されておられません。屋内遊戯施設について、駅北エリアの中か外かも分からない、規模も分からない、事業費や運営費も分からないのに信じてほしいみたいな論調となっております。

久保田市長は、見直し案の財源、事業規模、運営費、費用対効果、人流効果などを示して、議会や市民に比較検討させる時間をつくり、現計画と市長の見直し案を広く検証させた上で、現計画を中止するかどうかを決めるべきと思っております。

したがって、現計画を温存させて、名実ともに子育て支援複合施設整備事業の債務負担行為として、補正すべきであると意見として言っておきたいと思います。

以上で、議案第４６号、令和７年度糸魚川市一般会計補正予算（第２号）について、賛成討論を終わります。

○議長（古畑浩一君）

暫時休憩いたします。

〈午前１１時３３分 休憩〉

〈午前１１時３３分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はございません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第４６号、令和７年度糸魚川市一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第５２号、令和７年度糸魚川市一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

○議長（古畑浩一君）

暫時休憩いたします。

〈午前１１時３４分 休憩〉

〈午前 11 時 35 分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 7. 議案第 53 号

○議長（古畑浩一君）

日程第 7、議案第 53 号、副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

改めまして、お疲れさまでございます。

ご説明を申し上げたいと思います。

議案第 53 号は、副市長の選任についてでありまして、副市長、井川賢一さんの任期が、令和 7 年 8 月 29 日で満了となりますことから、再度選任いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願いいたします。

○議長（古畑浩一君）

お諮りいたします。

ただいま説明のありました本案につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1 人 15 分以内としてください。

それでは、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第 53 号、副市長の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、これに同意することと決しました。

暫時休憩いたします。

〈午前 11 時 37 分 休憩〉

〈午前 11 時 37 分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

当市議会では、申合せにより、副市長に就任し、または再任したときは、挨拶を行うこととしております。

この際、発言を許したいと思います。

井川副市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

井川賢一でございます。

ただいまは、私の副市長選任の議案に同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、米田前市長の下で教育長を2年8か月、それから副市長を3年8か月、また、久保田市長の下で副市長を2か月務めてまいりました。この4月に市長が交代するというので、新しい体制で進めるということになるものですから、その時点では、私は身を引く覚悟でおったわけでございますが、久保田市長からは、ぜひ副市長として継続して務めていただきたいという強い要請がございました。また、関係の皆様、それから職員からでもですね、これまでの行政経験をしっかりと生かして、新しい久保田市長を支えるべきではないかという声もいただきました。こういった中で、私、決断をして、お引き受けするといったことになった次第でございます。

糸魚川市におきましては、やはり少子化、それから人口減少、医療や公共交通の問題などたくさんございます。こういったものを1つずつ、また副市長の立場でしっかり取り組んでまいりたいというふうに思いますし、この対応のためには、やはり行財政改革をしっかりと取り組む必要があるというふうに思っております。こういったことに、今期はまた努めてまいりたいというふうに思っております。

また、一方ですね、市ですとか市の職員につきましては、地方自治法で住民福祉の増進というのが掲げられております。この実現のために、やっぱり糸魚川に住んでてよかった。あるいは、これからは住み続けたいというふうに思ってもらえるような、新たな政策ですとか事業、取組をしてい

く必要があるというふうに考えておりまして、それを展開していくに当たりましては、やはり久保田市長をしっかりと、私、支えていく。それから職員と、また市長の間にしっかりと立ってですね、進めていきたいというふうに思っています。

職員につきましては、市民の最前線に立ってしっかり頑張っているということで、私も職員と共にしっかり頑張っていきたいというふうに思っています。

議会議員の皆さんにおかれましては、引き続き、私に対しましてご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

日程第 8．諮問第 1 号及び同第 2 号

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第 8、諮問第 1 号及び同第 2 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

ご説明を申し上げます。

諮問第 1 号及び同第 2 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いしております水嶋 聡さん、小田嶋美緒さんの任期が、令和 7 年 9 月 30 日で満了となりますことから、再度推薦いたしたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（古畑浩一君）

お諮りいたします。

ただいま説明のありました本案につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は 1 人 15 分以内としてください。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することと決しました。

次に、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案はこれを適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することと決しました。

日程第９．議員派遣について

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第９、議員派遣についてを議題といたします。

８月１日に開催予定の大町・糸魚川二市議会議員連絡協議会に会議規則第１６７条第１項の規定により、１８人の議員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、１８人の議員全員を派遣することと決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、この取扱いを議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認め、そのように決しました。

なお、詳細につきましては、後日、通知をいたします。

日程第１０．閉会中の継続調査について

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第１０、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、建設産業常任委員会委員長、市民厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してございます申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することと決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、久保田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

令和7年第3回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る6月9日から本日までの長期間にわたり、条例改正や補正予算など、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に7点について、ご報告申し上げます。

最初に、大阪・関西万博の新潟県催事出展について、ご報告申し上げます。

6月10日から13日まで、EXPOメッセイベントホールで開催された県催事「大地と雪の恩恵 未来へつなげる新潟の食と伝統」に出展いたしました。

初日のオープニングセレモニーでは、鏡開きの後に花角知事とのヒストークもあり、石のまち糸魚川の魅力を多くの来場者にPRいたしました。

また、7月13日から17日まで開催される、県内の特産品をテーマとする県催事にも出展を予定しており、交流人口の拡大に向け、ヒスイや糸魚川真柏など、当市の特徴的な観光資源を広く発信してまいります。

2点目に、SEA TO SUMMIT糸魚川・上越・妙高大会について、ご報告申し上げます。

海・里・山のつながりに思いを巡らせながら自然を体感する環境スポーツイベントであるSEA TO SUMMIT糸魚川・上越・妙高大会が、7月19日、20日に行われます。今回で4回目の開催となり、初日は、上越市で環境シンポジウムが行われ、2日目には、カヤック、自転車、登山のアクティビティが展開されます。

当市では、能生弁天浜からカヤックで海上を航行し、筒石漁港で自転車に乗り換え、久比岐自転車道を上越方面へと向かいます。沿道から、参加選手への温かい声援をお願い申し上げます。

3点目に、各地域の夏祭り・花火大会について、ご報告申し上げます。

今年も各地域で夏祭りや花火大会が、4週にわたり開催されます。

7月19日には、今回で100周年を迎える伝統の早川大花火大会が開催されます。26日には、おうみ祭りにおいて、大民踊流しと糸魚川大花火大会が行われます。8月2日は、大迫力の水中爆

雷やスターマインなどが魅力の能生ふるさと海上花火大会が開催されます。そして、夏祭りの締めくくりとして、8月9日には、大市民流しなどの糸魚川おまんた祭りが開催されます。

これら地域の祭りなどを通して、市民の一体感の醸成と交流人口の拡大に努めてまいります。

4点目に、令和7年度糸魚川市総合防災訓練について、ご報告申し上げます。

8月30日に糸魚川市総合防災訓練を実施いたします。地震発生を想定し、自分の身は自分で守るための対応訓練と、地域で助け合うための訓練を行うこととしており、各自治会や自主防災組織において、地域の実情に応じた訓練を通して、地域防災力の向上を図ってまいります。

5点目に、市内4中学校への移動式エアコンの設置について、ご報告申し上げます。

市では、避難所における生活環境の向上を図るため、国の交付金を活用し、備品や備蓄品の整備を進めておりますが、このたび、市内4中学校の体育館に移動式エアコンを各2台設置いたしました。災害時の避難所における熱中症対策を強化するとともに、ふだんは学校行事において活用してまいります。

6点目に、えちごトキめき鉄道ラッピング車両のデザイン変更について、ご報告申し上げます。

えちごトキめき鉄道では、昨年9月から県立海洋高等学校出身の関取4名をラッピングした車両を運行しておりますが、5月の大相撲夏場所で、大の里関が横綱に昇進されたことを受け、日本海ひすいライン等利用促進協議会において、横綱のデザインに変更することになりました。横綱大の里関をラッピングした車両は、7月9日から運行開始する予定であります。

なお、ラッピング車両の運行ダイヤにつきましては、市のホームページで公表しておりますので、ご確認の上、ぜひご乗車いただきたいと思いますと考えております。今回のデザイン変更を契機として、引き続き、鉄道の利用促進に努めてまいります。

最後に、令和6年度各会計別決算状況について、ご報告申し上げます。

一般会計の歳入決算額は305億500万円、歳出決算額が283億9,300万円となり、差引き21億1,200万円が、7年度への繰越金となります。

繰越明許費等、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質の繰越金は18億7,600万円ですが、既に7年度予算で6億700万円を計上しておりますので、残りは12億6,900万円となっております。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、今後も健全な財政運営に努めてまいります。

以上、7点について、ご報告申し上げました。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和7年9月市議会定例会の招集日を、9月1日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

これをもって、令和7年第3回糸魚川市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

〈午前11時55分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員